

大阪市告示第1270号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように市道の区域を変更する。

その関係図面は、大阪市建設局において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和7年9月12日

大阪市長 横山英幸

路線名	区間	旧新別	敷地の幅員	敷地の延長
西淀川区第748号線	西淀川区出来島1丁目 66番の20地から 同区同 66番の20地まで (別紙参考図参照)	旧	m 2.14～ 4.47	m 26.50
		新	3.07～ 5.87	26.50

(建設局総務部管財課)